

▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニュースレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC)と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

日本・ベトナム間における人材関連事業について

— 技能実習、特定技能による日本での雇用、ベトナムでの人材関連事業関連規制の概要

| Page 1/3 |

2019年4月 No.VNM_016

はじめに

ベトナムの安価で勤勉な労働力は、多くの外国投資家を惹きつけ続けています。

ベトナム人の雇用は、ベトナムに現地法人を設立した企業のみならず、技能実習制度等を通して、日本側で行われるケースも顕著に増加しており、2018年6月末時点における在留外国人の構成比率で見てもベトナム人の数は、約29万人で、中国、韓国に次いで第3位となっています。

今回は、日本側でベトナム人労働者を受け入れる場合として、技能実習生、特定技能の在留資格と、ベトナム国内での人材関連事業実施を念頭に、ベトナムにおける人材紹介事業と人材派遣事業について法規制の概要を解説します。

日本におけるベトナム人材の活用について

日本においてベトナム国籍者を労働者として雇用し就労させるためには、日本における在留資格の取得が必要になります。技能実習制度も、「技能実習」資格での日本在留を認める制度であり、在留制度の枠組みの一つといえます。以下、「技能実習」、「特定技能」その他の在留資格によるベトナム国籍者の日本受け入れについて法的な枠組みを解説します。

(1) 「技能実習」

2018年6月末時点で、ベトナム人の技能実習生数は134,139人で国別最多となっており^[1]、技能実習生の受け入れを経緯にベトナムに関心を持つ企業も増えているようです。

技能実習の在留資格は2010年から創設されており、企業が直接受け入れを行う企業単独型と、日本側の受け入れ機関を経由する受け入れ機関型に大別されます。

近年の関連法令としては、2017年11月1日から、日越間で技能実習については初の覚書となる「日本国法務省、外務省及び厚生労働省とベトナム労働・傷病兵・社会問題省との間の技能実習制度に関する協力覚書」が発効となっています。同覚書は、技能実習制度を通じた日本からベトナムへの技能等の移転を適正かつ円滑に行うこと等を目的とし、両国政府の役割について合意するものです。

更に、同日付で「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」も施行され、管理団体の許可制、実施の届出制、技能実習計画の認定制等が導入されています。

一連の法整備により、ベトナム側の認定送出機関^[2]からのみ、技能実習生の受け入れが可能となりましたが、依然として、実務では送出機関についてはコンプライアンスの不遵守等が指摘されているところです。

技能実習生の受け入れに際しては、適正な送出機関の見極めが重要^[3]と言えるでしょう。

(2) 「特定技能」

2019年4月1日から、労働力の受け皿となる新たな在留資格として「特定技能1号」「特定技能2号」が創設されています。^[4]

本制度の対象分野は14の特定産業分野に限定され、対象となる外国人も、技能試験及び日本語試験に合格した外国人、又は技能実習2号を終了した外国人となります。技能実習との比較では、対象者が一定の技能水準を持つ者に限定される点と、送出機関を経由する必要がない点が大きな特徴といえます。

雇用主となる事業者は、外国人と特定技能雇用契約を締結し、特定技能外国人支援計画を策定し、在留資格申請をすることになります。事業者単独で支援計画を実施することが困難である場合には、出入国在留管理庁長官による登録を受けた「登録支援機関」に対して、支援計画の全部の実施を委託することが可能です。

【特定産業分野（14分野）】

介護 ビルクリーニング 素形材産業 産業機械製造業

電気・電子情報関連産業 建設 造船・舶用工業

自動車整備 航空 宿泊 農業 漁業

飲食料品製造業 外食業

(3) その他

上記(1)(2)の他、日系企業がベトナム国籍保持者を雇用する際には、「技術・人文知識・国際業務」、「高度専門職」といった在留資格での就労も可能です。

実際の就労に際しては、日本側の雇用主、受入企業や管理団体等が地方の入国管理局に対して在留資格認定証明書交付申請を行い、査証発給を受け、入国後に住民登録等を行い就労を開始することになります。

ベトナム国内での人材関連事業について

外国投資家がベトナム国内で事業を実施するには、投資許可証明書（IRC）、経営許可証明書（ERC）を取得し法人を設立した上、関連する許認可を併せて取得するのが原則です。以下、人材派遣・紹介事業に対する投資条件について解説します。

（1）人材紹介事業

ベトナムにおいても、すでに多くの日系人材紹介会社が進出し、サービスを提供しています。ベトナムでは、より高い賃金を求めてジョブホッピングが広く行われているので、人材紹介サービスを利用する日系企業の現地法人も多いものと思われます。

人材派遣事業に関連する主な法令としては、2013 年に施行された労働法の第 14 条の他、職業紹介サービス事業に関する許可書発給の条件・手続きに関する政令第 No. 52/2014/ND-CP 号（政令第 52 号）が挙げられます。

人材紹介業を営むためには、政令第 52 号に従い、3 億ドンの供託金、3 年以上の事務所賃貸借契約締結といったライセンス条件を満たした上、職業紹介事業許可証の発給を受けなければなりません。

（2）人材派遣事業

ベトナムにおいても、臨時での代替人員の確保や人材不足が懸念されるようになってきました。そういった状況を見込んで、ベトナムでの人材派遣事業にも関心が集まっています。

人材派遣事業に関連する主な法令としては、労働法第 53 条ないし第 58 条の他、労働派遣事業許可、デポジットの納付、及び労働派遣の実施可能な業務のリストに関する、労働法第 54 条第 3 項を詳細に規定する政令第 55/2013/ND-CP 号（政令第 55 号）が施行されています。ただし、2019 年 5 月 5 日からは、政令第 55 号に変わる労働法第 54 条第 3 項を詳細に規定する政令第 29/2019/ND-CP 号（政令第 29 号）が施行される予定です。

人材派遣事業を営むためには、政令第 55 号に従い、20 億ドン以上の金額の供託金、20 億ドンの最低資本金等の実施条件を満たした上、2 年以上の事務所賃貸借契約締結といったライセンス条件を充足し、人材派遣業許可証の発給を受けなければなりません。

ただし、外国投資家に対しては資本金及び総資産額の合計が 100 億ドン以上であること、5 年以上の労働者派遣事業についての経験、当該外国投資家が母国において法令違反をしていないことの証明といった付加的条件が求められます。また、日越投資協定を含む諸法令によれば、日本の投資家は、独資での事業実施が認められるはずですが、実際の実務運用としては、政令第 55 号の規定が適用されるものと解釈され、合併形態が求められているようです。

政令第 29 号では、上記のうち資本金要件、事務所の賃貸借契約締結要件が撤廃され、ライセンス条件が緩和されています。事実上の外資規制については、今後の運用を見守る必要がありそうです。

なお、人材派遣が認められるのは、政令第 29 号では、政令第 55 号で規定された 17 分野に 3 分野が限定された 20 分野^[5]に限定されます。

最後に

今後においても、日越間での人材交流は活発していくことが期待されることです。ベトナム人人材の活用は、法的枠組みが変動していることに加え社会の注目を集めていることもあり、法令遵守が肝要となります。

[1] 平成 30 年 6 月末現在における在留外国人数について（速報値）
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00076.html

[2] 外国政府認定送出機関一覧は外国人技能実習機構サイト
(https://www.otit.go.jp/soushutsu_kikan_list/) から閲覧可能です。

[3] 業界団体であるベトナム海外労働者派遣協会（VAMAS）サイト
<http://www.vamas.com.vn/en-us/ENhome.aspx>

[4] 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律
[5] 具体的には、以下の 20 分野が対象です。

1 通訳・速記、2 秘書・事務アシスタント、3 受付、4 旅行ガイド、5 セールスサポート、6 プロジェクトサポート、7 生産機械システムのプログラミング、8 放送、通信機器の製造・設置、9 建設機械、製造のための電気設備のオペレーション・検査・修理、10 掃除、11 資料の編集、12 ボディガード・警備員、13 電話でのマーケティング・カスタマーサポート、14 金融、税金に関する問題の対応、15 自動車の修理・検査、16 スキャン・製図・インテリアのデコレーション、17 運転、18 船舶管理、運営、保守及びサービス、19 石油・ガス採掘の管理、監督、運営、修繕、保守及びサービス、20 キャリアーの制御等、航空機及び機器の監督及び修繕、飛行操作、飛行の監視。



他プラクティスグループのニューズレターも配信しております。
配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。

広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ☐ ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ☐ ベトナムビジネス
- ☐ インドビジネス
- ☐ ロシアビジネス
- ☐ 再生可能エネルギー
- ☐ 農林水産
- ☐ イノベーション／テクノロジー
- ☐ その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ☐ ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス

執筆者

HANOI / HO CHI MINH CITY 



弁護士 三浦 康晴
(アソシエイト)
第二東京弁護士会
ベトナム登録外国弁護士

[> View
Profile](#)

M&A や一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。
2017 年 2 月より APAC の ハノイオフィスに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。



弁護士 鈴木 由里
(パートナー)
第二東京弁護士会

[> View
Profile](#)

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



弁護士 戸松 夏子
(アソシエイト)
東京弁護士会

[> View
Profile](#)

2013 年 8 月より APAC のホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。



弁護士 二本松 裕子
(パートナー)
第二東京弁護士会

[> View
Profile](#)

ベトナムプラクティスメンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。

[お問合せ先]

E-mail:
aandsvietnam@aplaw.jp

バックナンバー

「ベトナムにおける再生可能エネルギー関連法規制の概要

― 太陽光発電FITの運用、発電プロジェクト出資時の留意点も踏まえて」(2019年2月28日)

「ベトナム最新法令情報(2018年下半年期)

― サイバーセキュリティ、技術移転、外国人の社会保険加入、労働法関連規制の制定・変更について(2018年12月20日)

「ベトナムにおける企業不正発生リスクに対する事前・事後対応」(2018年10月18日)

「ベトナムにおけるM&A、合併事業実施時のポイントとリスク管理」(2018年8月1日)

「ベトナムにおける国営企業株式化の現状と法規制」(2018年6月14日)

「ベトナムにおける労働契約締結時の留意点」(2018年4月20日)

「ベトナムにおける紛争解決について―トラブル発生時の初期対応から裁判・仲裁まで」(2018年2月14日)

「商品表示に関する新規制」(2017年12月15日)

「ベトナムへの投資をめぐる登録申請実務」(2017年10月18日)

「ベトナムにおけるサイバー情報保護法について」(2017年8月4日)

「ベトナムにおける商事調停に関する新政令について」(2017年6月8日)

「ベトナムにおける情報アクセスに関する新法」(2017年4月4日)

「ベトナムにおける職業訓練機関の設立、分割、分離及び合併の要件に関する新たな規定」(2017年2月8日)

「ベトナム改正民法の主な変更点」(2017年1月10日)

「ベトナムにおける代理制度と企業が取引を行う際の留意点」(2016年11月)

[> View
About | Vietnam Practice](#)

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。